

平成22年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成22年5月25日)

1 日 時

平成22年5月25日(火)

午後 14時00分 開会

午後 16時00分 閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

3 議 事

(1) 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の改正について

(2) 福島県水環境保全基本計画の改定について

(3) その他

4 出席委員

大越則恵 加藤大蔵 佐藤俊彦 中井勝己 長澤利枝 浜津三千雄

引地宏 星サイ子 堀金洋子 皆川猛 武藤智子 和合アヤ子

和田佳代子 渡部チイ子 (以上、14名)

5 欠席委員

稲森悠平 後藤忍 津金要雄 長林久夫 福島哲仁 山口信也 渡邊和子

(以上、7名)

6 事務局出席職員

佐藤 生活環境部長

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長 山田 生活環境部企画主幹

渡辺 生活環境総務課主幹 高橋 生活環境総務課主任主査 他

(環境共生総室)

宍戸環境共生課長 他

(環境保全総室)

高松 生活環境部次長(環境保全担当) 猪狩 水・大気環境課長

遠藤 水・大気環境課主幹 星 水・大気環境課副課長 他

7 議事内容

(1) 開会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査

- (2) 部長あいさつ 佐藤生活環境部長
- (3) 中井議長（審議会会長）から、議事録署名人を大越委員と長澤委員を指名した。
- (4) 議事(1) 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の改正について資料1により、事務局（猪狩水・大気環境課長）から説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（加藤委員）

資料1の3ページにある暫定排水指定事業場とは、具体的にどのようなものをいうのか。また、発電所は対象となるのか。

（猪狩水・大気環境課長）

暫定排水基準が適用される事業場のことをいい、資料1の10ページに示すとおり、ほう素についてはほうろう鉄器製造業等、ふっ素についてはほうろう鉄器製造業及びうわ薬製造業が対象業種となっている。

また、発電所は条例の対象とはならない。

（大越委員）

資料1の2ページにあるように、過去に何度か上乘せ暫定排水基準の適用期間が延長されているようだが、なぜ本来の排水基準が適用されずに暫定排水基準の適用期間が延長されているのか。具体的には、3ページにある「この基準に直ちに対応することが困難な業種」が当延長の対象業種と思われるが、本来の排水基準を達成できないというのはどこに理由があるのか。

（中井議長）

これまでの暫定的に排水基準が適用されている実態についての説明をお願いしたい。

（猪狩水・大気環境課長）

資料1の2ページの囲み部分にあるように、暫定排水基準の適用業種は3年毎に減少してきている。これは、ふっ素に係る排水処理に関して、技術的に対応できる業種が増加しているためであり、このような業種は一律排水基準に移行してきている。しかし、小規模事業場では、排水処理に関して技術的な対応が困難であるという現状や中央環境審議会の意見も考慮された上で、期間延長の措置がなされている。

例えば、2ページにあるように暫定排水基準が適用される業種として、旅館業がある。温泉にはふっ素が含まれるものがあり、温泉排水の処理は、生活系排水とともに下水道に接続している事業場でないとふっ素を除去す

るのは困難な状況にある。直ちに規制を強化しなければ公共用水域、つまり環境に大きな影響を与えるものではないということから、暫定排水基準を3年間ごとに延長することを基本的に考えて対応してきた。

(長澤委員)

今回の省令改正を受け、県でも条例等の暫定排水基準に関する改正を行うこととしているが、まず暫定排水基準の適用期間を今後3年間延長して、その間に関係事業場等には適切な指導・対応をするという意味だと思われるが、2ページ下の「今回の改正は適用期間を延長する措置のため、新たな対応は不要である」や4ページの「～新たな対応は不要である」という部分が気になる。今回の改正案では、適用期限を延長して、その間に小規模事業場等の個々の対応・努力が必要であるということではないか。

(猪狩水・大気環境課長)

適用期間の延長において主に対象となるのは、排水基準に適合させるための資金や技術等が十分ではない中小零細事業所である。また、適用期間の延長に伴う対応が必要かどうかという観点でいえば、対応は必要ないということになる。ただし、暫定排水基準が適用されている期間中、事業者自ら対応していく努力が不要であるというわけではなく、排水基準に適合している状況にあるということから、早急に指導等を行う必要はないということである。

なお、県では、このような事業場から関係届出を受けていることから、周知を図っているところであるが、暫定排水基準が適用され、当該基準に適合している事業場に対して、一律排水基準を守るよう指導するのは過剰な対応になると考えている。

(中井議長)

今と先ほどの説明では、暫定排水基準を延長している間、各業種・各業界ごとに一律排水基準へ移行するための自助努力はしているということであり、暫定排水基準の適用業種数の推移にあるように、対象業種は16から6に減少してきている。

しかし、これら各業界や事業者単位での自助努力的な対応に対して「新たな対応は必要ない」とも解釈できる。

また、対象業種の減少、つまり一律排水基準への移行については、旅館業でいえば一件一件の旅館の努力が必要なのか、それとも処理技術が低コストで開発されるようになることなのかを説明をしていただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

暫定措置の対象から除外される業種というのは、若干緩い暫定排水基準から一律排水基準に適合させるためのプロセスにおいて、処理技術が確立

していけば、その業種に関しては、暫定措置の対象から除外されていくことになる。

(中井議長)

各製造業においては、個々事業者の努力も必要だが、排水処理の技術革新、つまりコストの問題を含め、個々の事業者で対応できるような環境保全技術が普及することがあれば、暫定排水基準の適用業種から除外され、一律排水基準に移行されるという理解でよいか。

(猪狩水・大気環境課長)

そのような理解でよい。

(長澤委員)

暫定排水指定事業場に対する暫定措置として、暫定排水基準の適用を3年間延長するということが主な目的であって、資料にある「新たな対応は不要である」という言葉は、特に考えなくてもよいということか。

(中井議長)

考えなくてもよいのは誰を指すのか。

(長澤委員)

資料1の3ページ及び4ページに記載されているとおり、3「ほう素及びふっ素に係る暫定排水指定事業場排水基準の改正案について」では、適用期間を延長する旨、4「暫定排水指定事業場排水基準の改正に伴う事業場等への影響について」では、延長の措置のために新たな対応は不要である旨が記載されている。

これらがどういう意味を示すのか、また、始めから適用期間を延長する改正案であると考えerほうがよいものと考えられる。

(猪狩水・大気環境課長)

規制内容は変わらないものの、関係事業場においては、可能な限り処理施設を設けるべきであると思うが、今回の適用期間の延長に伴い、法の一律基準に着目してまで対応する必要はないということを御理解いただきたい。

(中井議長)

表現上の問題であり、ここでの主語は暫定排水指定事業場であって、この事業場には、今回の改正に伴い、従来どおりの自助努力をお願いしたいけれども、それ以上に特段、新たな対応をしなければならないということではないということと思われる。

(猪狩水・大気環境課長)

表記上、適用期間の延長であるため、事業者にとっては、新たな対応は当面必要ないということになるが、我々行政の立場からいえば、本来の一

律排水基準に適応できるよう指導していく必要があるため、県でも排水の処理技術に関する情報収集をしていきたいと考えている。

(長澤委員)

趣旨は理解できるが、行政側の視線によるものであり、客観的にみても私が言ったように解釈せざるを得ないと思う。「新たな対応は不要である」という文章に関しては、説明不足あるいは読む者の理解不足に繋がるのであれば、文章を変えたほうが良いと思う。

(高松生活環境部次長(環境保全担当))

大変舌足らずな文章で申し訳ない。例えば、2ページの標題は「上乘せ排水基準の改正に伴う事業場等への影響について」としており、本来、上乘せ条例の適用により企業の経済活動に規制を与えるものではあるが、今回の改正に伴い、企業の経済活動に影響はありませんということ、「新たな対応は不要である」という文章によって念のために申し上げている。具体的にいえば、規制を受ければ、企業は新たな設備を導入しなければならないことになるが、今回の改正を受けて、企業は新たな設備の導入が必要になる等の影響を受けないということである。

今後延長される3年間で、技術革新の他、各企業が自助努力して下さいという趣旨を含むことはいうまでもない。

(中井議長)

文章は県の対応についての説明文なので、この文章が外部で吟味されるということはないと思われる。前述のように、ここでの趣旨は、暫定排水基準が適用されていても、一律排水基準を満たすような努力が業界・事業場で必要とされつつ、今回の改正により、事業場が直ちに何らかの負担が強えられるようなものではないということをお理解いただきたい。

(長澤委員)

追加の質問となるが、適用期間の延長措置が適用される約2500の事業場に対する助言・指導は、今回の説明内だけではなく他の施策において盛り込むのか、あるいは既に盛り込んでいるのか伺いたい。

(中井議長)

今の質問は、約2500事業場の業種別内訳を示していただき、併せて、改正条例施行後、県では、各事業場に対してどのような指導を行うのかということと思われる。

(猪狩水・大気環境課長)

業種内訳については、旅館業約2200、電気めつき業48、うわ薬製造業4、化学肥料製造業4となっている。

暫定排水基準から一律排水基準に移行しなければならない業種について

は、今後の課題となるため、県の発生源対策等の指導方針の中で盛り込み、適切に指導していきたい。

(引地委員)

ふっ素に関する規制で一番気になることは、ふっ素がどういう化合物かということである。有害な化合物の例として、ふっ化水素などがあるが、どのような化合物で存在しているかによって、環境に影響を与えるものか、あるいは安定であるものかが分かる。今後、これらを考慮した上で指導していくことが、環境保全のために重要になってくると思われる。

ふっ素化合物の中では、酸性成分との反応により有害なものが発生するものもあるため、規制する際は、生態系に大きな影響を与える可能性があるものかどうかについての判断が必要なのではないか。

(中井議長)

ふっ素は有害物質とされているが、具体的にどういう状態で存在する物質なのか、代表例を御紹介いただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

電気めっき業及びびわ薬製造業に関しては、ふっ化水素の形態になっているようである。ふっ素は強い酸化力を持っているため単体で存在せず、ふっ化水素などの化合物でしか存在しない物質である。

今の排水の規制のあり方は、御指摘の点を踏まえているとは思いますが、県としても、今後、それらを踏まえて指導していきたい。

(和田委員)

参考資料1の7ページにある旅館業に適用される暫定排水基準に関しては、温泉利用開始時期が昭和49年を境にして異なっているが、どのような理由があるのか。また、これまでに暫定排水基準の許容限度を超過した例があるのか。超過があればどの程度か伺いたい。

(猪狩水・大気環境課長)

昭和49年というのは、水質汚濁防止法に基づく特定施設に、新たに「旅館業」が追加された年である。

水質汚濁防止法では、それ以前から温泉を利用している旅館業に対しては温泉水に含まれる「ふっ素」などについて基準の緩和や基準の適用猶予を行っており、上乘せ条例においてもその考え方を踏襲している。

また、過去にふっ素が基準を超えた事業場があるのかどうかについては、一律排水基準が適用されているガラス製品製造業、非鉄金属精錬・精製業の4事業場が基準を超過した。さらに、暫定排水基準を超過した事業場については、非鉄金属精錬・精製業、電気めっき業などで3事業場あったが、その後の改善指導により、基準に適合したことを確認している。

(中井議長)

他に質問はないか。

(長澤委員)

資料1の4ページまでは改正に係る説明文であって、参考資料2では関連法令の抜粋となっている。9ページの別表第5や10ページの附則別表は、本文中に新たに記載されるのか。また、記載されるとすれば、許容限度が違う表なのかどうか伺いたい。

(猪狩水・大気環境課長)

県生活環境の保全等に関する条例については、この表自体が施行規則の中に記載されている。暫定排水基準に係る表の下にある平成22年6月30日にはアンダーラインが引いてあり、この附則の中に平成25年6月30日という表記が加わるだけであり、この表自体は有効となる。

改正した時点で県報に掲載し、県民の方に周知することになる。

(長澤委員)

そうであれば、平成22年6月30日までの部分が平成25年6月30日までに変わるということになるのか。

(猪狩水・大気環境課長)

附則の書き方としては、ここの附則でもあるように、平成19年7月1日施行のものが平成22年6月30日までとなっており、これらの日付を差し替えて改正するのではなく、これらを残した上で、更に附則として、平成22年7月1日施行で25年6月30日までとするという内容が追加されることとなる。

(中井議長)

附則3という表記で、期日が3年間延びる内容が加わるということである。

他の質問はどうか。

最後になるが、本件は、諮問にもあるように、法による暫定排水基準の適用期間の延長等に伴い、条例等でも上乘せ等暫定排水基準の適用期間を延長等する内容である。通常、他の議題については、部会でさらに審議した後に答申するものであるが、本議題については、前述のように法と整合を図るものであり、期日も迫っていることから、できれば本日中に答申したいため、本全体会で今回の改正内容についての御了解をいただきたい。

他に御質問、御意見等が無ければ、御了解いただけるとありがたい。

(各委員)

異議なし。

(中井議長)

それでは、本件については諮問どおりとして、本審議会の答申としたい。
ありがとうございました。

(5) 議事(2) 福島県水環境保全基本計画の改定について

資料2により事務局（猪狩水・大気環境課長）より説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（長澤委員）

11ページに掲載の福島県水環境保全基本計画は、今から15年前の平成8年に策定され、ずっと生かされてきたことになる。この15年間の間に、ものすごい環境の変化が我々の実感としてあるが、環境の急激な変化ということを中心に認識してほしいと言うことが1点、それから、第2部会でこの計画は検討することになるが、その辺の現状把握と言うものを十分に精査してよりよい計画を作りたいと言うことが1点、それから9ページで説明のあった計画の策定にあたっての「現状と課題の認識」については、更なる現状の深い認識を持って議論してほしいと言うことが1点、この現状と課題の認識中の3項目は大枠で非常に良く捕らえてあるが、それぞれの項目ごとに細かく見ていくと、まだまだ現状の認識は足りないのではないかと思う。これから非常に大切な水のことなので、現場主義で是非ともよりよい計画策定をお願いしたい。これは計画策定にあたっての希望である。

（中井議長）

この計画は、15年間で、見直しなどの作業は1度もなかったのか。

（猪狩水・大気環境課長）

この計画については見直しはしていない。平成8年に制定し、その後の期間については、新しい県の総合計画（うつくしま21）が10年ごとに決まっていたと言うこともあり、それに合わせて平成22年度までと言うことにした。

長澤委員から指摘のあった件については、これからの審議会においてさらに、県としても、より充実した資料を出した上でいろいろ検討いただきたいと思っている。

（堀金委員）

2ページにある、第4章の総合的施策ということで、7つの項目に取り組んで来たわけだが、この中で、事務局より簡単でいいので7つの項目の取り組みの完了度について教えてほしい。例えば1番は○とか、2番は×とか。単純な表現でいいのだが、何故かというと、我々の実践している意

識にも関わることなので、簡単でいいから教えてほしい。

(中井議長)

2ページの、第4章の総合的施策ということで、1から7までの項目がある。なかなか○×△とはいづらいと思うが、可能な範囲でお願いしたい。

(猪狩水・大気環境課長)

水質保全目標、水辺環境目標、流域保全目標のそれぞれについては評価はしているが、第4章の総合的施策の7項目については正直言って評価はしていなかった。

次回以降の審議会の中でできるだけわかりやすくお示ししたいと考えている。

(堀金委員)

個々具体的にこれはどうとは言えないかと思うが、9ページにある計画の今後の課題も含めてとなるが、私は、今日、南会津から出てきたのだが、磐梯山の近くを通り、「この高原にこんな菜の花が咲いているのか」と思ってびっくりした。菜の花のような外来種と思われるもので、それが、黄色い小さい花が一面に咲いていた。それから高齢化の社会になって耕作されていない田も真っ黄色であった。田んぼの下の土手にもきれいに咲いているものだから、農家の方はきれいに残しているのではないかと思った。こういう事が一つの現実としてある。それから私が生活している駒止湿原には今、西洋タンポポがものすごく繁殖してしまい、大変な事になっている。湿原に入るのでないかということで守る会として行くたびに増えていることを心配している。河川の状況なども昔は子供たちも遊んだが、今は危険だということで、遊びに行かない。

これからの10年間の策定期間の中で先ほど長澤委員もおっしゃったが、いろいろな条件を見据えた、7つの地方の行政機関との連携も密にしながらい細かいことも含め、県民一人ひとりが参加できるようなそういう策定に取り組む必要があるのではないかと感じている。

(星委員)

9ページに、水辺の環境の親水施設整備というところで、県下で施設整備をした場所というのはどの地区でどのくらいの数があるのか、いわゆる行政の方としては水質保全が推進されていてすごく立派になっているというが、県民の評価は50%と、半分である。どの辺に設備があるのかを聞きたい。

(中井議長)

親水設備関係の整備状況を、具体的に代表的なところで、どこに施設があるということを御紹介いただきたい。

先ほどの報告を聞いていて、私も気になっているのが、9ページにも出てくるが、県民意識調査と水質の客観的なデータに認識のずれについて、これは行政側のPRが悪いのか、あるいは逆に言うと身近な河川を見てやっぱり汚れがひどいというふうな、つまり行政の側で行っている基本的なデータと住民が受け止めている川の現状の認識というか、ギャップというのか、事務局のほうでここはどういう理由で認識のずれがあるのかと言う点があるのであれば、あわせて御紹介いただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

先ほどの親水施設整備はどこか、という質問であるが、15ページの④に、「やすらぎと潤いのある水辺空間の創造」ということで、逢瀬川ではこんな形で映っている、それから、阿武隈川でも、(県庁の右岸)親水施設になっている。砂防課でやっている事業だが、例えば、柳沢川、夏井川、入間沢川(いわき市)、笹原川(郡山市)、江花川(長沼町)、前の沢川(金山町)、前川(猪苗代町)こういったところにおいて自然環境に調和した親水性護岸、魚道を整備している。

県のほうの評価については、水質の目標値、要するにBODの値は、パーセンテージ的にも平成7年に比べて達成率が上がっている、その原因の1つとしては、汚濁負荷量が約4割程度減っているということで、水質的には確かにきれいになってきているが、昔と同じように親水性と言うか、我々が子供の頃、川に入って遊んだようにすんなりと川に親しんで入って行ける状況にあるのかと言うとなかなかそういう状況ではない。人工化されたところもある。河川の防災というか、河川整備という面もあり、人工的なものもあるということも意識のずれの原因となっているかと思う。単なる水質の目標と、県民の考えのずれというのはどこにあるのかについては、今後の計画を考える上で、県民参加で何をしなくてはいけないのかを十分に配慮した上で施策を作りたいと思っている。

(星委員)

私、郡山の逢瀬川の近くに住んでいるが、親水公園がある。地区ではその親水公園を持て余している、正直なことを言うと、何故、持て余しているかという、ものすごく育つ木を植えられた、何度剪定しても剪定しきれない。

さらに、現在では不景気なので、ブルーシートを持って浮浪者が住んでいる。親水どころではない。雨が降るとどこへ行くかという、公園内の屋根のある所、あるいは橋の下に逃げていく、天気の良いときは木の所に

ブルーシートを張って住んでいる。県で何故こんな作ったのだろうと地域では持て余して大変である。親水施設を維持していくということが、水質状況と県民の意識にすごくひらきが出ているのではないかと思う。

(中井議長)

要するに親水公園がホームレスの人の居住空間になっていると言うことか。

私も個人的には、先ほどの柱立ての所の水辺環境という場合に、我々のライフスタイルが変わってきて、昔は川に行って遊ぶのは当たり前だったが、子供も大人もそうだが、なかなか川辺にいて自然に親しんで遊ぶと言う生活習慣ということが、後退してきている面が都市部だけでなく地方でもあるのではないかと漠然と思っている。

水辺環境を整備しても、住民なり家族が川辺にいて楽しむような風になるかという、ハード的な面を整備すればみんなで行って使いましょうとならずに、ホームレスの人の居心地のいい場所になったりする。水辺環境という場合の問題の設定の仕方を、以前のものと比べて別の視点も入れながら考えて行かないとどうかな、と、今のやりとりを聞いていて感じている。

(長澤委員)

今の、中井議長の意見は、まさにその通りである。水辺環境というのは今まではハード面を重視してきたが、地域住民が自然そのものを、いかに回復して、そこを保全して、そこを生かしていくかという、そういう視点をがらっと変えていくと、その思い切った思考の転換をしていかないと水辺環境ということで2つ点があるが、これではとても対応できないということが言えると思う。

私は南相馬市ですけれども、海があつて山がある。しかし、危ない、危険という看板のもとに一切行かない状況にある。

そうではなくて、その地域にある河川、それから海が自分たちにとって生活の一環であると言う認識を県民全体が持って計画を推進していく、ということの理念を持つことが大切だと思う。

9ページに水質保全目標、水辺環境目標、流域保全目標の3項目に分けているが、非常に雑多な分け方だなと思っているが、この辺は精査していただきたい。例えば、上から2つ目のところ、湖沼の問題がある、ダム、これは水循環がとどまっているという問題がありますので、水循環と言うことも当然入るべき。

次の地球温暖化の気候変動で云々と書いてありますが、こればかりではない。地球温暖化ということが水環境にどれだけ大きな影響を与えている

のか、それは、気候の、今年もそうだが変化しやすい、水辺環境の外来種が増え、既存の大切な生物が絶滅していく、ということも温暖化と関係がある。その辺は1項目ではとてもくくられない、いくつかの関係が合わさっているわけであるので、その辺を充分を認識していただきたい。

流域保全もそのとおりであるが、今までの護岸工事、流域保全はよかったのかどうかを精査をして、自然に戻るためにはどれだけの努力をしなければいけないのかとか、そういったようなデータも示しながら、よりグレードの高い水環境の計画策定にしてほしいと思っている。

(渡邊委員)

9ページの流域保全について、自分は農業者なので、農地や森林の果たす役割が、物を生産するだけでなく、環境保全にも大きな役割を果たしていると認識している。

その第1次産業が今あまり元気がなく、後継者がいないとか、遊休農地が増えている、そういったことも含めて水源のかん養機能が低下しているということを理解することができるのだが、農業とか森林を再生させていくという取組と平行して進めていかないと、なかなか、カテゴリだけでは解決できない問題もあるのではないかと思う。

そういった面からも検討していただければ森林や農地の持つ本来の意味での機能も果たしていくことができるのではないかと考えている。

(中井議長)

特に流域保全との関係で言うと県のほうでも農林部と意見交換などもしていると思うが、もしこの点について何か農地の確保とか回復について、県の方で把握していることがあれば紹介いただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

渡邊委員のことについては確かに今後そういうことでやっていかなければならないと思っているが、今現在、取組状況については持ち合わせていないので、今のような貴重な意見を踏まえて、庁内で意見を出していい計画にしていきたいと思っている。

(大越委員)

今のと関連するが、農業用水ももちろん大切だが、流域保全に関しては、砂防とか、そういうところと一体となっていないと、全くかけ離れた、土木の方では一番よいやり方で、しかし、それが環境を加味すると適切ではない方法となることがある。生活環境部だけではとてもやりきれないものが沢山出てくると思う。行政の中での調整を頻繁に実施してほしい、時間的になかなかそうも行かなくて苦慮をしているのだろうと思うが、そこがうまくいかないと、本当に私たちにとって素晴らしい水環境の保全にな

とは思えないので、時間と労力は大変だと思うが、関係部署と良く詰めて、実効性のあるものにしていただきたい。

先ほど農業のことおっしゃったので魚道のことを言いたいと思う。河川の方でこういう魚道が一般的だ、大変良いというようなやり方をしているが、実際に見てみると魚は登っていかないということが多々あると思う。そういうより安くて良い方法研究している方が大勢いるので、そういう方達の意見を聞いて、より効率が上がる実効性のある計画にしていきたいと思います。

(和田委員)

話が変わり、6ページになるが、水環境保全活動団体アンケートを実施しているようだが、全域対象が148団体ということで実施しているようだが、有効回答数が非常に少ないという印象を受た。実際にこれから水辺の保全をしていく中で、保全活動をしている団体との協働がすごく大事になっていくと思うが、あまりに関心がないというか、がっかりしたのだが、有効回答数の少なさについては何か認識しているのか。

(中井議長)

関連して7ページのところに事業者アンケートがある。実はこのほうがもっと回収率が低く、15%くらいか、環境保全団体は多分3割くらいなので、回収率の数字なり、アンケートの取り方にも何かあったのかも分からないが、もし分かれば紹介いただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

私の方も非常に低くて、そういった点では、全体的な傾向ではないのではないかと考えているが、低い理由については、県のメーリングリストに登録してある事業所、環境保全団体もそうなのだが、メールでやりとりしている。その後行政から、改めてお願いすればもう少し増えたのではないかと考えている。

環境保全団体なので、私どもの紹介に対しては、環境保全団体のほうが少し高くて37%になる。一方の事業者のほうは13%と言う数字になっているが、やはり低いと言えらると思う。

(加藤委員)

水辺環境の施設についてであるが、道路管理者もそうだが、河川管理者もいて、そういう方の要望というか、水産資源とか水辺環境よりも災害とか安全安心を優先している部分も多々あると思う。生活環境部が携わるところ、管理者に要望を言っても河川の形からしてそういうことはできないと思う。せせらぎスクールなど実施していることに感謝しているが、魚道を作ったり、環境保全のブロックを使ったり努力はしていると感じるが、

住民に本当にジャストしているものかというところはまだだと思ふ。親水公園についても親しみやすいように作っているようだが、安全を重視している部分もあるし、私たちも100%を望まないで、ある程度、管理者に対して生活環境部から河川を改修をするときも意見を言えるようになっていただきたいと思ふ。多分、今は管理者中心でそういうものを作っていると思ふ。予算も河川のほうの予算から親水公園を作るということで環境の方のお話しはできないと思ふが、できる限り1割でも5%でも環境のことを管理者に提案できるテーブルについていただきたい。

今は多分予算的なことから意見を言える立場にはないと思ふ。別な予算が環境省からあって、それと一緒に河川をつくりましょう、となってくれば意見は入れられると思ふが、河川を管理したり改修する中で、住民の意見を入れたり等はできないと思ふが、そういうことを少しでも増やすような施策を行っていただきたい。

(中井議長)

先ほどの大越委員と近い意見ということで、今後庁内で計画を具体化する段階で今の意見を参考にして取り組んでいただきたい。

他に意見はないか。

予定の時間もだいぶ押してきているが、他に、特に無ければ今日は全体の状況について事務局の方から説明いただいたが、本件については非常に重要な案件でもあるので、第2部会に付託して慎重かつ有意義な審議のほうをお願いしたいと思ふが、第2部会に付託するというところでよろしいか。

(一同異議なしの言葉あり。)

それでは異論がないようなので、水環境の保全基本計画については第2部会の引地部会長をお願いをしてよろしく進めていただきたい。

それでは本日の大きな議題2つ終わったが、最後にその他ということで、皆様方からは是非この場でということはあるか。

それでは事務局からその他ということでお願いしたい。

(6) 議事(3) その他1

資料3により、平成22年度福島県環境審議会の年間スケジュールについて説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(堀金委員)

開催時間について、事務局の予定もあったのだろうが、午後2時からでは遅いのではないかと、午後1時30分からにしてもらえるとありがたい。

(中井会長)

遠方の方もいらっしゃるので、午前からというのも大変だと思う。毎回、午後から開催できるとは限らないが、少なくとも午後から開催する場合にはできるだけ1時30分から開催するという事で運営させていただきたいと思う。

(引地委員)

要望ですが、なるべく開催日時を早めに連絡して欲しい。最低1ヶ月前までをお願いしたい。

(中井会長)

各委員ともお忙しいので、なるべく早めに連絡するよう運営させていただきたいと思う。

(7) 議事(3) その他2

(宍戸環境共生課長)

地球温暖化推進計画について今年度改定時期を迎えており、本計画の見直しについては昨年度、学識経験者、各排出部門の関係者を加えた「地球にやさしい温室効果ガス排出在り方検討会」を設置して現状分析などを進め、同検討会において引き続き計画案作成を進めているところ。

本計画については環境審議会での審議案件とはなっていないが、その重要性を鑑み、機会を捉えて環境審議会において説明させていただき、御意見を頂戴したいと考えている。

具体的には、資料3にあるとおり、10月中旬に予定されている全体会において、中間報告として本計画の骨子案を説明させていただき、御意見を頂戴した上で素案策定を進めてまいりたい。

また、本計画については、県議会において「低炭素社会づくり特別委員会」が設置されており、そちらで審議を踏まえた計画案を来年2月に開催される全体会で御報告させていただき、御意見を頂戴して最終的な計画案を作りたいと考えている。

(星委員)

今朝のニュースの事業仕分けの中で、阿武隈川の水生生物調査をしている公益法人の話題が出たが、何らかの影響があるのか。

(佐藤生活環境総務課長)

環境省所管の公益法人に関するものだと思うが、県としては今回の事業仕分けの結果について情報収集して、県及び市町村の行政、民間団体の活動に影響があるのかどうか調査・分析して、影響がある場合には対応していくということで準備をしている段階である。

(中井会長)

県の環境行政に影響があるのであれば、全体会の中でも情報提供していただければと思う。

(8) 閉会 (司会) 高橋生活環境総務課主任主査